

京都市計画段階環境影響評価要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
 - 第2章 計画段階環境影響評価に係る手続（第4条～第14条）
 - 第3章 手続の特例（第15条）
 - 第4章 雑則（第16条～第18条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、本市が、基本計画を立案する段階において、計画段階環境影響評価を行うための手続等について必要な事項を定め、その手続等によって行われた計画段階環境影響評価の結果を当該計画の内容に関する決定に反映させるための措置を採ることにより、環境の保全及び創造について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 計画 個別の事業に係る主要な内容等を定めようとする計画の内容を拘束するような計画（以下「上位計画」という。）をいう。
- (2) 計画策定局長 計画を策定する局（京都市事務分掌条例第1条に規定する局をいう。）の長
- (3) 計画段階環境影響評価 計画策定局長が、計画の立案段階において、当該計画が環境に与える影響（以下「環境影響」という。）について調査、予測及び評価を行うことをいう。
- (4) 対象計画 別表に掲げる計画のいずれかに該当するものをいう。
- (5) 対象計画の複数案 計画段階環境影響評価の対象とする複数の案をいう。

（本市の責務）

第3条 本市は、計画段階環境影響評価の重要性を深く認識し、この要綱に規定する手続等が適切かつ円滑に行われ、対象計画等に係る事業の実施による環境への影響をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全及び創造について適正な配慮がなされるよう努めなければならない。

第2章 計画段階環境影響評価に係る手続

（事前協議）

第4条 計画策定局長は、対象計画を策定しようとするときは、計画段階環境影響評価に係る評価範囲の設定、対象計画の複数案の設定及び評価を行うために必要な項目の選定等について、あらかじめ環境政策局長と協議を行わなければならない。

（計画段階環境影響評価の実施）

第5条 計画策定局長は、前条の規定による協議の結果を踏まえ、対象計画に係る計画段階環境影響評価を京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第6条に規定する技術指針に従って行わなければならない。

（配慮書案の作成及び提出）

第6条 計画策定局長は、前条の規定により対象計画に係る計画段階環境影響評価を行った後、当該計画段階環境影響評価の結果について環境配慮の見地からの意見を聴くための準備として、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した配慮書案を作成し、環境政策局長に提出しなければならない。

- (1) 計画策定局長名及び担当部局長
- (2) 対象計画の名称
- (3) 対象計画に定めようとする目的及び概要
- (4) 対象計画を実施しようとする地域の自然的社会的状況
- (5) 対象計画の複数案の概要並びに検討の背景及び経緯（複数案を設定できなかった場合には、当該理由を含む。）

- (6) 環境面の調査, 予測, 評価の項目及び手法
- (7) 環境面の予測及び評価結果
- (8) 配慮書案の内容の市民への周知方法

(配慮書案の公告及び縦覧)

第7条 市長は, 前条の規定による配慮書案の提出があったときは, 配慮書案に係る計画段階環境影響評価の結果について環境配慮の観点からの意見を求めるため, 速やかに, その旨及び次に掲げる事項を公告し, 配慮書案を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

- (1) 第6条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 縦覧期間及び縦覧場所
- (3) 意見書の提出期間及び提出先
- (4) その他必要と認める事項

2 縦覧は, 環境政策局長が適当と認める場所において行うものとする。

3 環境政策局長は, 配慮書案を縦覧する者から申出があった場合, 配慮書案の写しを貸し出すものとする。

(配慮書案の内容の周知)

第8条 計画策定局長は, 前条の縦覧期間内に配慮書案の記載事項を周知させるための説明会の開催又はその他必要な措置として印刷物の配布又はインターネットを利用した公表等を行わなければならない。

2 計画策定局長は, 前項の措置の内容について, 環境政策局長に届け出るとともに, 当該措置を講じる1週間前までに, 適切な方法により市民に周知しなければならない。

3 計画策定局長は, 第1項に規定する措置を講じたときは, その状況を速やかに環境政策局長に報告しなければならない。

(配慮書案に対する意見書の提出)

第9条 配慮書案について, 環境配慮の観点からの意見を有する者は, 第7条の縦覧期間内に市長に意見書を提出することができる。

2 環境政策局長は, 前項の規定による意見書の提出があったときは, 第7条の縦覧期間を経過した後速やかに, 当該意見書の写しを計画策定局長に送付しなければならない。

(意見書に対する見解書の提出)

第10条 計画策定局長は, 前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは, 遅滞なく, 当該意見書に記載された意見の概

要及び当該意見に対する見解を記載した書類を環境政策局長に提出しなければならない。

(配慮書案に対する環境政策局長の意見)

第11条 環境政策局長は, 前条の規定による書類の提出があったときは, 当該提出があった日から起算して3月(第9条第1項に規定する意見書の提出がない場合にあつては, 第7条の公告の日から起算して4月)以内に, 計画策定局長に対し, 配慮書案について, 環境配慮の観点からの意見を書面により述べなければならない。

2 市長は, 前項の規定による環境配慮の観点からの意見の陳述に先立ち, 条例第59条に規定する京都市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴かなければならない。

(配慮書の作成及び提出)

第12条 計画策定局長は, 前条第1項の意見を勘案するとともに, 第9条第1項の意見に配慮して, 配慮書案の記載事項について検討を加え, 当該事項の修正を必要と認めるときは, 当該修正に係る部分について計画段階環境影響評価を実施しなければならない。

2 計画策定局長は, 次に掲げる事項を記載した配慮書を作成し, 環境政策局長に提出しなければならない。

- (1) 第6条各号に掲げる事項
- (2) 第9条第1項の意見の概要
- (3) 前条第1項の環境政策局長の意見
- (4) 前2号の意見に対する計画策定局長の見解

(配慮書の公告及び縦覧)

第13条 市長は, 前条第2項の規定による配慮書の提出があったときは, 速やかに, その旨及び次に掲げる事項を公告し, 配慮書を公告の日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

- (1) 第6条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 縦覧期間及び縦覧場所

2 縦覧は, 環境政策局長が適当と認める場所において行うものとする。

3 環境政策局長は, 配慮書を縦覧する者から申出があった場合, 配慮書の写しを貸し出すものとする。

(計画の策定への反映)

第14条 計画策定局長は、配慮書に記載された内容を踏まえ、対象計画を策定しなければならない。

2 計画策定局長は、対象計画を決定し、公表するときは、配慮書に記載された配慮事項を明らかにするよう努めなければならない。

第3章 手続の特例

(手続の調整等)

第15条 環境政策局長は、計画策定局長が対象計画の策定に当たり、この要綱で規定する手続とは別に京都市市民参加推進条例第9条第1項に規定する市政への参加の手続により、本要綱と同等以上に配慮書案の内容の周知等が図られると認めるときは、本要綱に規定する次の手続を行ったものとみなすことができる。

- (1) 第8条第1項に規定する措置
- (2) 第9条第1項に規定する意見書の提出

2 計画策定局長は、前項の適用を受けようとするときは、第6条の規定に基づく配慮書案を環境政策局長に提出するとき、その旨を通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定に基づいて、この要綱で規定する手続とは別に実施する手続が本要綱に基づく手続とみなされたときは、その旨を第7条に規定する公告と併せて公告しなければならない。

4 計画策定局長は、自ら実施する手続と本要綱に基づく手続との関係について、環境政策局長と協議することとする。

第4章 雑則

(情報の公開)

第16条 市長は、この要綱による手続の実施に関し必要な資料を公開し、又は提供するよう努めなければならない。

(見直し)

第17条 市長は、計画段階環境影響評価に関する状況の変化並びにこの要綱による案件及び科学的知見の蓄積に応じて、この要綱の規定に検討を加え、その結果に基づいて規定の見直し等必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項

は、環境政策局長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- (1) 河川法第16条の2第1項に規定する河川整備計画
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画のうち、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画